

市会議案第4号

吹田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成28年3月11日提出

吹田市議会議会運営委員会委員長 藤木 栄亮

## 吹田市条例第 号

### 吹田市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

吹田市議会委員会条例（昭和 38 年吹田市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「市民生活部」を「税務部」に改め、同項第 2 号中「文教産業委員会」を「文教市民委員会」に、「人権文化部、まち産業活性部」を「市民部、都市魅力部」に改め、同項第 3 号中「こども部、福祉保健部」を「児童部、福祉部、健康医療部」に改め、同項第 4 号中「都市整備部、道路公園部」を「都市計画部、土木部」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

吹田市議会委員会条例現行・改正案対照表

\_\_\_\_\_は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(常任委員の所属及び常任委員会の名称等)</p> <p>第2条 -----略-----</p> <p>2 常任委員会の名称及びその所管事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 財政総務委員会 総務部、行政経営部、<u>市民生活部</u>、会計室及び消防本部の所管に属する事項並びに他の委員会の所管に属さない事項</p> <p>(2) <u>文教産業委員会</u> <u>人権文化部</u>、<u>まち産業活性部</u>、教育委員会及び農業委員会の所管に属する事項</p> <p>(3) 福祉環境委員会 <u>こども部</u>、<u>福祉保健部</u>及び環境部の所管に属する事項</p> <p>(4) 建設委員会 <u>都市整備部</u>、<u>道路公園部</u>、下水道部及び水道部の所管に属する事項</p>	<p>(常任委員の所属及び常任委員会の名称等)</p> <p>第2条 -----略-----</p> <p>2 常任委員会の名称及びその所管事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 財政総務委員会 総務部、行政経営部、<u>税務部</u>、会計室及び消防本部の所管に属する事項並びに他の委員会の所管に属さない事項</p> <p>(2) <u>文教市民委員会</u> <u>市民部</u>、<u>都市魅力部</u>、教育委員会及び農業委員会の所管に属する事項</p> <p>(3) 福祉環境委員会 <u>児童部</u>、<u>福祉部</u>、<u>健康医療部</u>及び環境部の所管に属する事項</p> <p>(4) 建設委員会 <u>都市計画部</u>、<u>土木部</u>、下水道部及び水道部の所管に属する事項</p>